



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,  
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2014年12月18日

ケニアシリーズ（3）  
～生産拠点としてのケニア～

## 1. 概要

日本とケニアに経済連携協定はまだ存在しない。しかし、日本のみならず他の地域にも輸出することを検討している企業にとってはケニアの輸出国としての立場は有益な情報と考えられるので、以下の通り記載する。

## 2. 一般特惠関税制度

特惠関税制度は、開発途上国又は地域を原産地とする特定の輸入品について、一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国又は地域の輸出所得の増大、工業化の促進を図り、経済発展を支援しようとするものである。

日本の特惠関税制度は、1971年8月から実施されており、法令（関税暫定措置法及び関税暫定措置法施行令）により適用を受けることができる国及び地域、対象品目並びに関税率を定めている。後発開発途上国（LDC）からの輸入に関しては、ほぼ全ての品目に対して無税が適用される（特別特惠関税）。この点、ケニアは、WTO協定におけるLDCに該当するものではないが、特惠適用国として指定されている<sup>1</sup>。詳しくは、税関のウェブサイト参照されたい（[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1501\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1501_jr.htm)）。

さらにケニアは、アメリカ合衆国、カナダ、欧州連合（EU）、スイス、ノルウェー、トルコ、ニュージーランド等からも特惠適用国として待遇されている<sup>2</sup>。

## 3. アメリカ合衆国におけるアフリカ成長機会法

同法は、2000年に法案が成立し、FTA加盟国以外で指定国にアメリカ市場に最も自由にアクセスすることができる優先権を与えた法律である<sup>3</sup>。当初の目的はサブサハラエリアの成長発展を補助し、同地域との貿易・投資拡大することにあった。

### （1）資格と利益の享受

大統領がマーケットベース経済の構築や汚職防止措置を継続的に進めている等一定の基準に合致している国であると判断した場合に、同国を利益享受国として指定をすることになっている（同法104条）。

### （2）製品について

製品について、製品がセンシティブ項目でないと大統領が判断した場合、免税措置を講じることができる。これにより同法は一般特惠関税制度と比較してさらに約1800項目も追加されてい

<sup>1</sup> [http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1504\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1504_jr.htm)

<sup>2</sup> “Generalized System of Preferences: List of Beneficiaries”, United Nations Conference on Trade and Development, 2011: [http://unctad.org/en/docs/itcdtsbmisc62rev5\\_en.pdf](http://unctad.org/en/docs/itcdtsbmisc62rev5_en.pdf)

<sup>3</sup> <http://trade.gov/agoa/legislation/index.asp>

る<sup>4,5</sup>。更に重要なのは服飾や靴等の商品にも免税措置を広げている点である。この点は、一般特恵関税制度と異なる<sup>6</sup>。原産地ルールは基本的に原産地比率が35%とされている<sup>7</sup>。

センシティブな輸入と考えられているため、アメリカでは服飾の輸入は比較的高い関税が掛けられている。ケニアはサブサハラ・アフリカの低開発途上国（lesser developed beneficiary sub-Saharan African country）として指定<sup>8,9</sup>されているので、第三国生産条項に該当し、繊維・服飾基準が緩められている<sup>10</sup>。これによりケニアの繊維服飾業界は成長が著しいものであった<sup>11</sup>。但し、条約と異なり同法は一方的なものであるため、いつ変更されるか分からない点で留意が必要である。同法は2015年に期限が切れる時限立法である。

#### 4. コトヌー協定

2000年EUとアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP諸国）との間で国際協定が締結された<sup>12</sup>。その目的は、貧困撲滅、継続的な発展や、取引を通じてAfrican Caribbean Pacificの国々が世界規模の経済に統合していけるように促進することなどである<sup>13</sup>。

同協定を経済連携協定の土台として、ECは、African Caribbean Pacific地域にある国々と経済連携協定を締結しようとした<sup>14</sup>。ケニアがメンバーとなっている東アフリカ共同体（EAC）は欧州連合と地域単位の包括的な経済連携協定に合意した<sup>15</sup>。その経済連携協定の主な特徴は、以下の通りである。

- 米及び砂糖の取引について(経過措置を伴う)EACからの輸入品について欧州連合への割当無制限の免税措置
- 欧州連合に対してEAC市場を段階的に開放していくこと
- 自国産業保護 EACがまだ成長段階なのでその業界を守るために対抗関税措置をとることができる。
- 原産地規制
- 関税及び貿易促進規定
- 衛生及び植物検疫の援助 EACの衛生植物検疫制度向上について援助すること

---

<sup>4</sup>但し、これらの項目のうちの多くは、後発開発途上国（ケニアは含まれていない）に対する特別特恵制度に含まれている。

<sup>5</sup>“African Growth and Opportunity Act (AGOA): Background and Reauthorization”, Brock R. Williams, Congressional Research Service, July 24, 2014

<sup>6</sup>同法112条は繊維・服飾に関する基準を規定している。

<sup>7</sup>同法111条

<sup>8</sup>同法112条A(3)(B)(ii)は、当該特別条項は、国民一人あたりのGNP（1999年）が1500ドル以下のサブサハラ・アフリカの受益国に対して適用されると規定している。

<sup>9</sup><http://trade.gov/agoa/eligibility/index.asp>

<sup>10</sup>同法112条(b)(3)B

<sup>11</sup>[http://www.competeafrica.org/Files/Kenya\\_AGOA\\_Strategy\\_Final\\_June\\_2012.pdf](http://www.competeafrica.org/Files/Kenya_AGOA_Strategy_Final_June_2012.pdf)

<sup>12</sup>下記のEU公式サイトにて概要が掲載されている。

[http://www.eeas.europa.eu/delegations/solomon/eu\\_solomon/political\\_relations/agreements/index\\_en.htm](http://www.eeas.europa.eu/delegations/solomon/eu_solomon/political_relations/agreements/index_en.htm)

<sup>13</sup>同協定1条

<sup>14</sup>同協定37条によれば、2008年までには施行される予定であった。

<sup>15</sup>“Fact Sheet on the Economic Partnership Agreements: the Eastern African Community”, European Commission, October 2014

—EACにおける継続的な農業分野での発展を可能にする目的で、農業に関する章を設けた。経済連携協定により欧州連合はEACに輸出する際にExport refund制度（補助金制度の一種）を適用しないこととされた。更に、農業及び食品の自給問題等について政策会談を継続的にすることになっている。

—紛争解決規定

—EACの経済の競争力を高めることを目的とした経済及び発展協力についての章も資源の継続的な利用についての協力関係を強化することを主な目的とした漁業についての章も存在する。

ごく最近起こった発展なので、経済連携協定が運用されることで、EACにいかなるインパクトを与えるか興味深いところである。

## 5. 最後に

以上の制度は各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

以上

赤坂国際法律会計事務所  
〒104-0031  
東京都中央区京橋 1-1-10  
西勘本店ビル 5階  
TEL(03)3548-2702  
www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム  
弁護士 角田 進二  
アシスタント ロザンナ ブレークリ